

定期生命共済事業細則新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(入院および通院の定義)</p> <p>第 33 条 [中略]</p> <p>3. 規約第 96 条 (がん特約通院共済金) における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診<u>その他これに類する手段</u>により、<u>診察、投薬、処置、手術その他の治療を医師の指示により</u>受けることをいい、<u>治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの場合は通院には該当しません。</u></p> <p>[以下略]</p>	<p>(入院および通院の定義)</p> <p>第33条 [中略]</p> <p>3. 規約第96条 (がん特約通院共済金) における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診 [挿入] により、[挿入] 医師の<u>治療</u>を受けることをいいます。</p> <p>[以下略]</p>
<p><u>(感染症における事故日の取扱い)</u></p> <p>第 61 条 <u>規約別表第 2「不慮の事故等の定義とその範囲」第 3 項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故が発生した日として取扱います。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>(契約者割戻金の割り当て)</p> <p>第 62 条 [以下略]</p>	<p>(契約者割戻金の割り当て)</p> <p>第 61 条 [以下略]</p>
<p>(据置割戻金に対する利息)</p> <p>第 63 条 [以下略]</p>	<p>(据置割戻金に対する利息)</p> <p>第 62 条 [以下略]</p>
<p>(契約者割戻金の支払い)</p> <p>第 64 条 規約第 100 条 (契約者割戻金) に定める契約者割戻金につき、この会は、次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</p> <p>(1) 共済契約者の指定する金融機関の口座への振込みによる支払い</p> <p>(2) 第 68 条 (電磁的方法による契約者割戻金の支払い) に定める方法による支払い</p> <p>[以下略]</p>	<p>(契約者割戻金の支払い)</p> <p>第 63 条 規約第 100 条 (契約者割戻金) に定める契約者割戻金につき、この会は、次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</p> <p>(1) 共済契約者の指定する金融機関の口座への振込みによる支払い</p> <p>(2) 第 67 条 (電磁的方法による契約者割戻金の支払い) に定める方法による支払い</p> <p>[以下略]</p>

新条文	旧条文
(据置割戻金の通知) 第 <u>65</u> 条 [以下略]	(据置割戻金の通知) 第 <u>64</u> 条 [以下略]
(電磁的方法による共済契約の申込み) 第 <u>66</u> 条 [以下略]	(電磁的方法による共済契約の申込み) 第 <u>65</u> 条 [以下略]
(電磁的方法による共済契約の手続き) 第 <u>67</u> 条 [以下略]	(電磁的方法による共済契約の手続き) 第 <u>66</u> 条 [以下略]
(電磁的方法による契約者割戻金の支払い) 第 <u>68</u> 条 [以下略]	(電磁的方法による契約者割戻金の支払い) 第 <u>67</u> 条 [以下略]
(重複の回避) 第 <u>69</u> 条 第 <u>66</u> 条(電磁的方法による共済契約の申込み)に定める共済契約の申込みが規約第12条(共済契約の申込み)第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第 <u>66</u> 条を適用します。 2. 第 <u>67</u> 条 (電磁的方法による共済契約の手続き) に定める共済契約の手続きが、規約第9条(共済金受取人)第5項および第10条(共済金受取人の代理人)第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第23条(共済契約者の通知義務)第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第 <u>67</u> 条 を適用します。	(重複の回避) 第 <u>68</u> 条 第 <u>65</u> 条(電磁的方法による共済契約の申込み)に定める共済契約の申込みが規約第12条(共済契約の申込み)第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第 <u>65</u> 条を適用します。 2. 第 <u>66</u> 条 (電磁的方法による共済契約の手続き) に定める共済契約の手続きが、規約第9条(共済金受取人)第5項および第10条(共済金受取人の代理人)第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第23条(共済契約者の通知義務)第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第 <u>66</u> 条 を適用します。
(改 廃) 第 <u>70</u> 条 [以下略]	(改 廃) 第 <u>69</u> 条 [以下略]
<u>付 則 (2020年(令和2年)11月12日細則一部改正)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1. この細則は2021年1月1日より施行します。</u>	[新設]